事態場がと下水道



川越市上下水道局

目 次

	はじめに2
1.	下水道の役割と限界2
2.	水質規制に関する法令 4
3.	下水道への排除基準10
4.	各種届出12
5.	水質の測定義務14
6.	処理施設の維持管理
7.	立入検査16
8.	その他届出17
9.	公害防止資金の融資と税制上の優遇
10.	特定施設一覧

はじめに

公共下水道は、各家庭や事業所の排水を終末処理場で浄化し、河川や海に流すことによって、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全の使命を果たしています。しかし、悪質な下水の流入は、下水管やポンプ場を損傷したり、終末処理場の微生物による処理機能を低下させたりします。そこで、川越市では、下水道法及び川越市下水道条例等に基づき、各事業所に対し様々な指導、監督を実施しています。

このパンフレットは、事業所の皆様が下水道を使用する場合に必要な届出や下水排除基準等をまとめたものです。下水道の役割と排出水の水質保全について充分認識された上、今後とも下水道事業にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 下水道の役割と限界

【役割】

① 周辺環境の改善

私たちの生活や事業活動に伴って生じる汚水が、住宅周辺に停滞すると、蚊やハエ、 悪臭等が発生し非衛生的ですが、下水道の整備により、汚水は速やかに排除され、周 辺環境が向上します。

② 公共用水域の水質汚濁防止

汚水が処理されないまま河川等に流入すると、水質汚濁が進行しますが、下水道と 終末処理場の整備により、汚水は浄化されてから河川等に放流されるようになるため、 公共用水域の水質が保全されることになります。

③ 雨水の排除

下水道は、一定量の雨水を排除する機能を持ち、市街地に降った雨を速やかに排除し、都市を浸水から守ります。

【限界】

悪質下水は、各下水施設の適切な維持管理に次のような障害をもたらします。

① 下水管の損傷

下水道にゴミ、土砂、油類、酸性排水、可燃物質等を流すと、管の詰まりや腐食、火災・爆発等の原因となります。

② 終末処理場の機能を低下

終末処理場は、どのような性質の汚水でも処理できるというわけではありません。 処理場では、微生物の働きを利用して、汚水中の有機物や浮遊物を分解しています。 その微生物の集まりは「活性汚泥」といいますが、有害物質が流入すると、活性汚泥 に悪影響を及ぼします。

以上のように、下水道へ流入する汚水は、必ず処理可能な水質を維持しなければなりません。そのために、使用者が遵守しなければならない水質の基準、義務等について、下水道法及び川越市下水道条例等に基づいて、順次説明していきます。

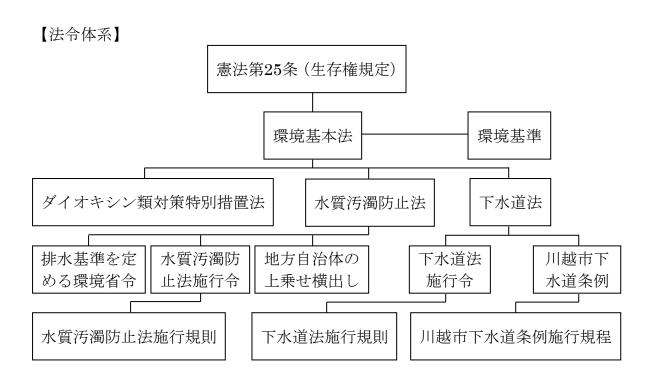
【下水道への影響・一覧】

	規制を受ける項目	主な影響
処	カドミウム及びその化合物、有機燐化合物、鉛及	1.処理場での微生物処理を妨げる。
理	びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその	2.汚泥の処理、処分を困難にする。
困難項目	 化合物、水銀及びアルキル水銀・その他の水銀化	
項	 合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及びその化合	
H	物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄	
	及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合	
	物(溶解性)、クロム及びその化合物、ほう素及び	
	その化合物	
	シアン化合物	1.青酸ガス発生により下水管内の作業
		を危険にする。
		2.微生物処理を妨げる。
	└ │ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジ	1.発ガン性の疑いがある物質。
	クロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、	2.微生物処理を妨げる。
	1,1-ジクロロエチレン、シス $1,2$ -ジクロロエチレ	2. [[[] 2 [] 3 [] 3 [] 3 [] 3 [] 3 [] 3 []
	ン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエ	
	$ \mathcal{S}_{\lambda}(\mathbf{x}, \mathbf{x}, \mathbf{x},$	
	チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン	
	ダイオキシン類	1.発ガン等多様、環境ホルモンとしても
		疑われている。
	├── フェノール類、ふっ素及びその化合物	1.微生物処理を妨げる。
処	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	1.高濃度の場合に微生物処理を妨げる。
理可	含有量、窒素含有量、燐含有量、生物化学的酸素	
能	要求量(BOD)	
項目	水素イオン濃度 (p H)	1.他の排水と混合し、有毒ガスが発生す
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ることがある。
		2.下水管の損壊。
		3.微生物処理を妨げる。
		1.管を詰まらせる。
	 ノルマルヘキサン抽出物質含有量・鉱油類含有量	1.火災を発生させる。
		2.微生物処理を妨げる。
	│ │ ノルマルヘキサン抽出物質含有量・動植物油脂類	1 管を詰まらせる。
	含有量	2.高濃度の場合に微生物処理を妨げる。
施	温度	1.管渠清掃の妨害、悪臭の発生源。
設		2.管の腐食を早める。
施設損傷項目		1.管内を酸欠にし、硫化水素ガスを発生
項目		させ、作業を危険にする。
		2.管を腐食させる。
L		• • •

2. 水質規制に関する法令

(1)法体系

平成 5 年に制定された環境基本法は、水質汚濁を含む 7 種類の公害に対する基本的理念を明示しています。環境の質の維持、改善を図り、さらに快適な環境を形成していくことを理念に、企業や国民が環境保全に向け、主体的に取り組むよう訴えています。これに基づいて、公共用水域への排水を規制する水質汚濁防止法と下水道への排水を規制する下水道法が位置付けられています。また、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、ダイオキシン類対策特別措置法が新たに制定されました。



下水道排水の水質規制は、基本的に下水道法に規定されています。ただし、条例でカバーする分野も多岐にわたっています。それは、終末処理場が持つ処理能力等、各地域の実情に合わせた指導をすべきという観点に立っているからです。

下水道法の水質に関わる条文としては、8条、12条、12条の2、12条の11等が該当してきます。その理解のポイントは、下水道排水も終末処理場を通じ最終的には河川に放流するという点にあります。終末処理場の排水は水質汚濁防止法の規制がかかってきます。終末処理場で処理可能な物質については、水質汚濁防止法より緩やかな基準値になっています。

川越市では、下水道法、川越市下水道条例、川越市下水道除害施設規程等に基づき、 市内の各事業所排水を指導、監視しています。

(2)解説

①下水道法(法)

【一般的事項】

・ 法の目的(法第1条)

下水道の整備を図ることにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を目的とすることが明記され、水質保全施設としての下水道の役割が明確にされています。

用語の定義(法第2条)

下水、下水道、公共下水道、流域下水道、都市下水路、終末処理場、排水区域及び処理区域について定義されています。

・ 排水設備の設置等(法第10条)

公共下水道の供用が開始された場合において、排水区域内の私人、法人は、遅滞なく排水設備を設置しなければならないとして、下水道への接続が強制的に義務づけられています。

· 損傷負担金 (法第 18 条)

公共下水道管理者は、下水道施設を損傷した行為に要する工事費の全部または一部を行為者に負担させることができるよう定め、復旧費の請求権限が明確にされています。

· 使用料(法第20条)

公共下水道管理者は、公共下水道の使用により、使用者が多大の便益を受けることから、下水道条例により公共下水道の使用料を徴収できるとして、その場合の基本原則が示されています。

【水質規制関連事項】

放流水の水質の基準(法第8条)

公共下水道から公共用水域へ排出される放流水の水質を技術上の基準として定め、 下水道管理者にこれを遵守することが義務づけられています。

使用の開始等の届出(法第11条の2)

政令で定める量または水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者、または特定施設(水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定める施設。(P.18~P.23 10.特定施設一覧参照)の設置者に対して、公共下水道の使用を開始または変更する場合には事前に届け出るよう義務づけており、公共下水道管理者が処理区域内の特定施設の設置者等を完全に把握できるように規定されています。

除害施設の設置等(法第12条)

下水道施設の機能を妨げたり、施設を損傷したりするおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、公共下水道管理者は下水道条例で除害施設の設置等を義務づけることができると規定されています。

・ 特定事業場からの下水の排除の制限(法第12条の2)

特定施設を設置する特定事業場において、政令で定める基準または下水道条例で定める基準に適合しない下水を排出することが禁止されています。

・ 特定施設の設置等の届出(法第12条の3)

公共下水道を使用している事業所において特定施設を設置しようとする場合、その 60 日前までに届け出なければならないこと、また、既に設置している施設が特定施 設に指定された時や既に特定施設を設置している者で新たに公共下水道を使用する ことになった時については、事後に届出義務があると規定されています。

・ 特定施設の構造等の変更の届出(法第12条の4)

特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法等を変更しようとする場合、その 60 日前までに届出なければならないことが規定されています。

計画変更命令(法第12条の5)

公共下水道管理者は、特定施設設置の届出、特定施設の構造等の変更の届出について、内容によっては法第 12 条の 2 の政令で定める基準または下水道条例で定める直罰に関わる基準に適合しない下水が排除されるおそれがある時には、届出の受理後60 日以内に限り、計画の変更等を命令することができると規定されています。

・ 実施の制限(法第12条の6)

特定施設設置の届出、特定施設の構造等の変更の届出を行った者は、届出が受理された後 60 日間は工事に着手できないと定められています。これは、公共下水道管理者が届出の内容審査を行う期間を保障した規定であって、相当の理由がある場合は、その期間の短縮もできます。

・ 氏名の変更等の届出(法第12条の7) 特定施設の設置等の届出(法第12条の3)を行った者で氏名や住所を変更した場合等の届出義務が規定されています。

・ 承継 (法第12条の8)

特定施設を譲り受けたり、借り受けたりした者の届出義務が規定されています。

事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるシアン等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者に届け出なければならないことが規定されています。

除害施設の設置等(法第12条の11)

公共下水道管理者は、公共下水道からの放流水の水質を法第8条の技術上の基準に 適合させるために必要な場合は、法第12条の2の適用を受けない特定事業場及び非 特定事業場のうち、継続して基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する 者に、下水道条例で除害施設の設置等を義務づけることができると規定されています。

水質の測定等(法第12条の12)

特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を5年間保存する義務があると規定されています。

・ 排水設備等の検査(法第13条)

下水道の維持管理の適正化を図るため、排水設備、特定施設、除害施設に対する検査を目的とした公共下水道管理者の立入権限が定められています。

報告の徴収(法第39条の2)

公共下水道管理者は、下水道を適正に管理するために必要な限度において、特定施設の設置者及び政令で定める水質の下水を排除する者から、事業所等の状況、除害施

設及び下水の水質等に関し、必要な報告が徴収できると規定されています。

【改善命令・罰則等関連事項】

改善命令等(法第37条の2)

公共下水道管理者は、法第 12 条の 2 の規定による下水排除基準及び下水道条例の排除基準に適合しない下水を公共下水道へ排出するおそれがあると認める時は、特定施設の構造や汚水の処理方法等の改善を命じることができます。

• 監督処分等(法第38条第1項)

公共下水道管理者は、法第 12 条及び法第 12 条の 11 により定められた下水道条例 の規定による除害施設の設置等に関わる下水排除基準に違反した者に対し、必要な措置を命じることができます。

• 罰則(法第45条)

法第 12 条の 5 の規定による計画変更命令、法第 37 条の 2 の規定による改善命令または法第 38 条第 1 項の監督処分の規定に基づく改善命令に違反した者は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処すると規定されています。

• 罰則(法第46条)

法第12条の2の規定による政令または下水道条例で定める排除基準に適合しない下水を排除した者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金、過失の場合は3月以下の禁錮または20万円以下の罰金に処すると規定されています(直罰)。

・ 罰則 (法第47条の2)

法第12条の3、法第12条の4に規定される特定施設の設置等の届出をしなかった者または虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役または20万円以下の罰金に処すると規定されています。

· 罰則(法第49条)

その他、特定施設に関わる届出をしない者またはこれらに関し虚偽の届出をした者 あるいは実施の制限に違反した者等には、20 万円以下の罰金に処すると規定されて います。

②川越市下水道条例(条例)

【一般的事項】

趣旨(条例第1条)

市が設置する公共下水道及び都市下水路の管理及び使用については、下水道法その他の法令で定めるもののほか、この条例で定められています。

【水質規制関連事項】

- ・ 特定事業場からの下水の排除の制限(条例第8条) 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で定める基準に適合しない下水を排出することが禁止されています。
- ・ 除害施設の設置(条例第8条の2、条例第8条の3) 条例で定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けることが規定されています。
- ・ 除害施設管理責任者の選任(条例第9条) 除害施設の設置者は、管理者が定める除害施設の維持管理に関する業務を担当させ るため、除害施設管理者を選任しなければならないと規定されています。
- ・ 除害施設管理責任者の選任の届出(条例第 10 条) 除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任したときは、その旨を管理者に届け出なければならないと規定されています。

【罰則等関連事項】

· 罰則(条例第28条)

条例第8条の2、条例第8条の3の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処すると規定されています。

③川越市下水道条例施行規程(施行規程)

【一般的事項】

・ 趣旨(施行規程第1条) 条例の施行に関し必要な事項が定められています。

【水質規制関連事項】

- ・ 除害施設の設置の適用除外(施行規程第10条、施行規程第11条) 条例第8条の2、条例第8条の3の適用除外となる項目及び量について規定されています。
- ・ 除害施設管理責任者の業務(施行規程第12条) 除害施設管理責任者の業務について規定されています。
- ・ 除害施設管理責任者の資格(施行規程第13条) 除害施設管理責任者の資格について規定されています。
- ・ 除害施設管理責任者の選任届(施行規程第14条) 除害施設管理責任者の選任届について規定されています。

④川越市下水道除害施設規程(除害施設規程)

【一般的事項】

· 趣旨(除害施設規程第1条)

条例第8条の2及び第8条の3に基づく除害施設の設置に関し必要な事項が定められています。

【水質規制関連事項】

設置の届出(除害施設規程第2条)

公共下水道を使用している事業所において除害施設を設置しようとする場合、その 60 日前までに届け出なければならないこと、また、既に除害施設を設置している者 が新たに公共下水道を使用することになった時については、30 日以内に届出義務が あると規定されています。

- ・ 除害施設の変更等の届出(除害施設規程第3条) 除害施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法等を変更しようとする場合、その 60日前までに届出なければならないことが規定されています。
- ・ 氏名の変更等の届出(除害施設規程第4条) 除害施設の設置等の届出(除害施設規程第2条)を行った者で氏名や住所を変更した場合等の届出義務が規定されています。
- ・ 承継(除害施設規程第5条) 除害施設を譲り受けたり、借り受けたりした者の届出義務が規定されています。
- 設計基準(除害施設規程第6条)

条例第8条の2及び第8条の3に規定する基準に適合しないノルマルヘキサン抽出物質を排除する者が除害施設として油水分離槽を設置する場合、汚水が鉱油類の場合には4連以上、動植物油脂類の場合には3連以上の構造を有し、汚水を2時間以上滞留できるものを設置するよう努めることが規定されています。

• 維持管理(除害施設規程第7条)

除害施設の設置者は、除害施設の点検表を作成し、排水の期間中1日1回以上点検を行い、除害施設の機能が維持できるよう管理すること、また、下水の水質を測定し、 その結果を5年間保存する義務があると規定されています。

3. 下水道への排除基準

下水道への排除規制対象物質については、終末処理場で処理できるかどうかによって、処理困難項目、処理可能項目、下水道施設に被害を与える施設損傷項目の大きく3つに分かれています。

処理困難項目については、終末処理場で処理することができませんので、その事業所が公共用水域へ排出する場合に、水質汚濁防止法で許容されている基準と同じ基準値になっています。この排除基準は、全国一律に定められていますが、地域の自然や社会的条件によって、人の健康を保護するため、あるいは生活環境を保全するのに充分でないと認められる場合は、条例で一律基準よりも厳しい基準値を定めたり、また他の物質を規制対象に加えたりすることができるのです。前者は「上乗せ基準」、後者は「横出し基準」といわれるものです。川越市の場合は、上乗せも横出しもありません。

処理可能項目については、条例により定めることとなっていますので、終末処理場が持つ処理能力等に合わせて排除基準を定めています。

ただし、「すそきり」といって、油(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)のように、 日排除量 30 ㎡未満は規制の対象にならないものもあります。油は、管渠をつまらせる原因物質となりますが、終末処理場で比較的処理しやすいので、管渠に対する影響を考慮し、日排除量 30 ㎡未満は適用除外としているわけです。だからといって、日常的に悪質な排水を流していてもよいということにはなりませんので、油脂分離槽等設置基準により分離槽や水銀トラップ等の設置について定められています。(油脂分離槽等設置基準の詳細については、担当へお問い合わせください。)

川越市での下水道への排除基準については、次ページの下水道排除基準の表をご参照ください。

下水道排除基準

						特定	事業場		特定	事業場	以外
	項目	;	排除基準			排除量	ni/日		排隊	k∎ m²	/日
					∞	50	30	10 0	8	50 8	0 10
	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/l	以下							
	シアン化合物	1	mg/ℓ	以下							
	有機燐化合物	1	mg/ℓ	以下							
	鉛及びその化合物	0.1	mg/l	以下							
	六価クロム化合物	0.5	mg/l	以下							
	砒素及びその化合物	0.1	mg/l	以下							
	 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	mg/l	以下							
	アルキル水銀化合物	検出されない	۲ ۶								
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/l	以下							
	トリクロロエチレン	0.1	mg/£	以下						Ì	i i
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/£	以下							
	ジクロロメタン	0.1	_	以下							
			mg/l								1
	四塩化炭素	0.02	mg/l	以下							
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/Q	以下							
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/l	以下							
処理	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/l	以下							
園	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/Q	以下							
処理困難項目	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/ℓ	以下							
Ħ	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/ℓ	以下							
	チウラム	0.06	mg/l	以下							
	シマジン	0.03	mg/l	以下							
	 チオベンカルブ	0.2	mg/Q	以下							
	ベンゼン	0.1	mg/l	以下							
	セレン及びその化合物	0.1	mg/l	以下							
	ほう素及びその化合物	10	mg/l	以下							
	ふっ素及びその化合物	8	mg/£	以下							
	1,4・ジオキサン	0.5	=	以下							
	,		mg/l								
	フェノール類	5	mg/l	以下							
	銅及びその化合物	3	mg/Q	以下							
	亜鉛及びその化合物	2	mg/l	以下							
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	mg/l	以下							
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	mg/ℓ	以下							
	クロム及びその化合物	2	mg/ℓ	以下							
	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/l	以下							
処理	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量	380 (125)	mg/l	以下							
埋可能項目	生物化学的酸素要求量	600 (300)	mg/l	以下							<i>X</i>
P	浮遊物質量	600 (300)	mg/l	以下							
	窒素含有量	240 (150)	mg/l	以下							
	 	32	mg/l	以下				瀋			海
	水素イオン濃度	(20) 5 以上	9 以下					適 用 除 外			適用除外
	/ ハボイベン 版及	(5.7 以上	8.7以下)								(
	鉱油類含有量	5	mg/l	以下							
	動植物油脂類含有量	30	mg/l	以下							
*	温度	45 (40)	°C	以下							
	沃素消費量	220	mg/l	以下							•

*:施設損傷項目

- ()内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設であって、その施設から排出される汚水の量が 終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる場合などで適用
- ・ 暫定基準等はお問い合わせください。



4. 各種届出

(1)特定施設の設置等の届出

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令に定められたものをいいます(P.18~P.23 10.特定施設一覧参照)。そして、特定施設を有する工場や事業場を特定事業場といい、各種の届出が必要となります。

【特定施設の設置等の届出一覧】

届出を要する場合	届出の種類	届出内容	届出の期限
公共下水道を使用	特定施設設	①氏名、名称、住所(法人の	特定施設の設置に
している者が特定	置届出書	場合は代表者名)	関わる工事着手の
施設を新設する場		②工場または事業場の名称及	60 日前まで
合(法第 12 条の 3		び所在地	
第1項)		③特定施設の種類	
公共下水道を使用	特定施設使	④特定施設の構造	特定施設となった
している者で既設	用届出書	⑤特定施設の使用方法	日から 30 日以内
の施設が特定施設		⑥特定施設から排出される汚	
に追加指定された		水の処理方法	
場合(法第 12 条の		⑦公共下水道に排除される下	
3 第 2 項)		水の量及び水質その他の国土	
特定施設を設置し		交通省令で定める事項	公共下水道の使用
ている者が公共下		* (別紙の添付)	開始日から 30 日
水道の使用を開始			以内
する場合 (法第 12			
条の3第3項)			
上記の届出のうち	特定施設の	①~⑦及び変更内容につい	構造等の変更に関
④~⑦について内	構造等変更	て、その前後が比較できる書	わる工事着手の
容を変更する場合	届出書	類、図面等	60 目前まで
(法第 12 条の 4)		* (別紙の添付)	
上記の届出のうち	氏名変更等	変更内容等	変更した日から
①、②について内容	届出書		30 日以内
を変更する場合(法			
第 12 条の 7)			
特定施設の使用を	特定施設使	使用廃止の年月日等	廃止した日から
全て廃止した場合	用廃止届出		30 日以内
(法第 12 条の 7)	書		
上記の届出をした	承継届出書	承継の年月日等	承継した日から
者から、その地位を			30 日以内
承継した場合(法第			
12条の8)			

(2)除害施設の設置等の届出

特定事業場以外の事業場が排除基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する場合、除害施設を設けることとされており、除害施設の設置等に関して各種の届出が必要となります。

【除害施設の設置等の届出一覧】

届出を要する場合	届出の種類	届出内容	届出の期限
公共下水道を使用	除害施設設	①氏名、名称、住所(法人の	除害施設の設置に
している者が除害	置届出書	場合は代表者名)	関わる工事着手の
施設を新設する場		②工場または事業場の名称	60 日前まで
合(除害施設規程第		及び所在地	
2条第1項)		③汚水を排出する施設及び	
除害施設を設置し	除害施設使	除害施設の概要	公共下水道の使用
ている者が公共下	用届出書	④公共下水道に排除される	開始日から 30 日以
水道の使用を開始		下水の量及び水質	内
する場合(除害施設		⑤用水及び排水の系統	
規程第2条第2項)		* (別紙の添付)	
上記の届出のうち	除害施設構	①~⑤及び変更内容につい	構造等の変更に関
③~⑤について内	造等変更届	て、その前後が比較できる書	わる工事着手の 60
容を変更する場合	出書	類、図面等	日前まで
(除害施設規程第		* (別紙の添付)	
3条)			
上記の届出のうち	氏名等変更	変更内容等	変更した日から 30
①、②について内容	届出書		日以内
を変更する場合(除			
害施設規程第 4 条			
第1項)			
除害施設の使用を	除害施設使	使用廃止の年月日等	廃止した日から 30
全て廃止した場合	用廃止届出		日以内
(除害施設規程第	書		
4条第2項)			
上記の届出をした	承継届出書	承継の年月日等	承継した日から 30
者から、その地位を			日以内
承継した場合(除害			
施設規程第5条第3			
項)			

*注意事項

届出方法: 三部作成し、窓口に持参

届出先 : 上下水道管理センター 下水道施設担当 (TaO49-239-5595) その他 : 書類の作成にあたっては、担当者の指導を受けてください。

5. 水質の測定義務

公共下水道を使用する特定施設の設置者には、水質の測定が義務づけられています。 また、除害施設の設置者に対してもお願いしています。水質管理の第一歩は、ご自身 の事業所の排水について、充分に把握することから始まります。

(1)水質測定の場所と時間

事業所に対する水質規制は、公共下水道へ排出する生活系を含む全ての排出口が対象です。測定は、全ての排出口の最終桝または公共桝において、1日のうちで最も水質が悪いと思われる時間に採水してください。なお、特定施設の設置者は、測定記録を5年間保存することになっています。

(2)水質測定の項目及び頻度(下水道法施行規則第15条第2号に規定)

・温度、水素イオン濃度 (pH) : 1日に1回以上
 ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 14日に1回以上
 ・ダイオキシン類 : 1年に1回以上
 ・その他の項目または物質 : 7日に1回以上

また、下水道法施行規則第 15 条第 2 号ただし書きに基づく水質の測定等に関する 要綱により

・排除量 10 m³/日未満の場合
 ・排除量 30 m³/日未満の場合
 ・排除量 50 m³/日未満の場合
 :2ヶ月に1回以上
 ・排除量 50 m³/日未満の場合

水質の測定にあたっては、法律で定められた検定方法(下水の水質の検定方法等に 関する省令)により、実施してください。自社内で測定が困難な場合には、水質分析 機関にお問い合わせください。

(3)水質測定結果の報告

特定施設の設置者は、公共下水道管理者の求めに応じて、事業所または除害施設の 排水の水質に関して、必要な報告をしなければなりません。公共下水道管理者は、不 定期に立入検査を実施していますが、その際に提示を求めることがあります。

6. 処理施設の維持管理

処理施設(除害施設)は、適切な維持管理が行われなければ効果がありません。下水道施設に被害を与える結果になることもありますから、充分注意が必要です。また、適切な維持管理が行われるように除害施設管理責任者の選任制度があります。

(1)維持管理

処理施設の運転にあたっては、次のようなことに注意してください。

- ・除害施設管理責任者を定め、管理体制の明確化
- ・運転日誌の作成

処理前、処理後の水質分析結果、処理水量 処理に使用した薬品の量、在庫量 施設の点検状況 汚泥の発生量と処分方法等

(2)除害施設管理責任者制度

事業所から発生する排水を、処理施設等で責任もって排除基準内に処理するために、 専門的知識及び技術を有する担当者が必要となります。このような主旨から、事業所 排水の適正化を図り責任を明確にするため、処理施設の管理責任者制度を条例で定め ています。

- ①除害施設管理責任者の選任対象事業所 処理施設を設置している事業所
- ②除害施設管理責任者の業務
 - ・ 処理施設の操作及び維持に関すること。
 - ・ 処理施設から排除する下水の水質の測定及び記録に関すること。
 - 処理施設に破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
 - 処理施設から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。
- ③除害施設管理責任者の資格

除害施設管理責任者に選任できる者は、充分な知識と技能が求められます。次のいずれかの資格を有することが必要となります。

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号) 第7条に規定する公害防止管理者(水質第1種から第4種までの有資格者に限 る。)の資格を有すること。
- ・ 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)第 114 条第 2 項に 規定する水質関係公害防止主任者の資格を有すること。
- ・ 管理者が行う講習の課程を修了したこと。

④除害施設管理責任者特認制度

除害施設管理責任者制度がありますが、どうしても管理責任者の資格を有する者がいないという場合は、管理責任者が決まるまでの間の暫定措置として、特別に認める制度があります。これを「特認制度」といいます。特認を受けるためには、処理施設の設置者の申請が必要となります。これにより、公共下水道管理者が除害施設管理責

任者とみなします。

⑤除害施設管理責任者の届出 除害施設管理責任者の選任には、届出が必要となります。

【除害施設管理責任者に関する届出一覧】

届出を要する場合	届出の種類	届出内容	届出の期限
除害施設を設置し	除害施設管	①氏名、名称、住所(法	除害施設を設置した日
た事業所で除害施	理責任者選	人の場合は代表者名)	から 14 日以内に選任
設管理責任者の資	任届出書	②除害施設設置場所	し、選任後は速やかに提
格を有する者がい		③除害施設管理責任者	出。また、選任者が変更
る場合		の氏名、部課等	になった場合や特認を
		④資格の種類及び取得	受けていた者が資格を
		年月日、資格を証明す	取得した場合も速やか
		るものの写し	に提出。
除害施設を設置し	除害施設管	①氏名、名称、住所(法	資格を有する者がいな
た事業所で除害施	理責任者特	人の場合は代表者名)	いため選任できない場
設管理責任者の資	認申請書	②除害施設設置場所	合が生じたとき速やか
格を有する者がい		③除害施設管理責任者	に提出。
ない場合		にしようとする者の氏	
		名、履歴、部課等	

7. 立入検査

公共下水道管理者は、公共下水道の施設や機能を守るために必要な限り事業所に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できることになっています。立入検査の結果、排除基準に違反または違反するおそれがあると認められるときは、水質及び施設の改善、あるいは下水の排除停止を命ずることがあります。

8. その他届出

(1)公共下水道使用開始届

特定事業場を含め、汚水を公共下水道へ排除しようとする方は、汚水の量、水質、使用開始の時期及び除害施設を要する場合には、その概要をあらかじめ届出なければなりません。届出が必要な場合と内容は次のとおりです。

届出を要する場合	届出の内容
・日最大汚水量が 50 ㎡以上	・汚水の量
・公共下水道へ排出する汚水の水質が	・汚水の水質
排除基準に1項目でも適合しない者	・使用開始の時期
	・除害施設を要する場合は、その概要
・特定施設に該当するとき	・使用開始の時期

(2)水質汚濁防止法に基づく届出

特定施設の設置等の届出をした事業所のうち、有害物質取扱事業所や汚水と雨水が分かれている(分流式)地域の事業所は、水質汚濁防止法に基づく規制や義務も課せられます。そのため、川越市役所環境対策課(Tm224-8811代)へも届出が必要となります。

9. 公害防止資金の融資と税制上の優遇

(1)公害防止資金融資制度

除害施設等の公害防止施設の設置や事業所の移転等を予定している場合には融資制度を利用することができます。融資を受ける資格や利率については、川越市のほか、埼玉県や国において異なりますので、詳しくは、川越商工会議所(Tel 229-1850)や川越市役所産業振興課(Tel 224-8811代)等にお問い合わせください。

(2)税制上の優遇措置

除害施設等を設置された方には、国税の特別償却制度の適用のほか、地方税における固定資産税について、除害施設等に対する特例やその土地に対する優遇措置があります。詳しくは、川越税務署(Tel235-9411)または川越市役所資産税課(Tel224-8811代)にお問い合わせください。

10. 特定施設一覧

(1) 水質汚濁防止法施行令別表第1

番号	名称	番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、		げるもの
	次に掲げるもの		イの原料処理施設
	イ 選鉱施設		ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)
	口 選炭施設		ハ 搾汁施設
	ハ 坑水中和沈でん施設		二 ろ過施設
	ニ 掘削用の泥水分離施設		ホ湯煮施設
1 Ø 2	音産農業又はサービス業の用に供する施設で で		へ 蒸留施設
1 0 2		11	
	あって、次に掲げるもの	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供
	イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 ㎡未満の		する施設であって、次に掲げるもの
	事業場に係るものを除く。)		イ原料処理施設
	ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200 ㎡未満の		口洗净施設
	事業場に係るものを除く。)		ハ 圧搾施設
	ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500 ㎡未満の		二 真空濃縮施設
	事業場に係るものを除く。)		ホ 水洗式脱臭施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、
	次に掲げるもの		次に掲げるもの
	イ 原料処理施設		イ 原料処理施設
	ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)		口 洗浄施設
	ハ湯煮施設		ハ 圧搾施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、		二 分離施設
	次に掲げるもの	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次
	イ 水産動物原料処理施設		に掲げるもの
	口 洗浄施設		イ 原料処理施設
	ハー脱水施設		ロ 洗浄施設
	ニ ろ過施設		ハー分離施設
	ホー湯煮施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		施設であって、次に掲げるもの
	の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 原料浸せき施設
	イ 原料処理施設		ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)
	口 洗浄施設		ハ分離施設
	ハ 圧搾施設		ニ 渋だめ及びこれに類する施設
	二 湯煮施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用の供する施
5	みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミン酸	10	設であって、次に掲げるもの
	ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施		イ 原料処理施設
	設であって、次に掲げるもの		ローろ過施設
	イ原料処理施設		ハ精製施設
	ロ 洗浄施設	16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
	ハ湯煮施設		豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
		17	
	二濃縮施設	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽
	ホー精製施設	10 0 0	出施設
	へ ろ過施設	18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であっ
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設		て、次に掲げるもの
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲		イ原料処理施設
	げるもの		口湯煮施設
	イの原料処理施設		ハ 洗浄施設
	ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)	18 Ø 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に
	ハーろ過施設		掲げるもの
	二 分離施設		イ 水洗式脱臭施設
	ホ 精製施設		口 洗浄施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業
	に供する粗製あんの沈でんそう		の用に供する施設であって、次に掲げるもの
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗		イ まゆ湯煮施設
	米機		ロー副蚕処理施設
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲		ハ 原料浸せき施設

番号	名称	番号	名称
	ニ 精練機及び精練そう	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次
	ホーシルケツト機		に掲げるもの
	へ 漂白機及び漂白そう		イ 洗浄施設
	ト 染色施設		ロ ろ過施設
	チェ薬液浸透施設		ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、
	リ のり抜き施設		遠心分離機
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げる		ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
	もの		ホ 廃ガス洗浄施設
	イ 洗毛施設	27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品
	口 洗化炭施設		製造業の用に供する施設であって、次に掲げるも
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次		の
	に掲げるもの		イ ろ過施設
	イ 湿式紡糸施設		口 遠心分離機
	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施		ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗
	設		浄施設
	ハの原料回収施設		ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のう
21 Ø 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供す		ち、洗浄施設
	る湿式バーカー		ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施
21 Ø 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		設
21 Ø 4	パーテイクルボード製造業の用に供する施設		へ 青酸製造施設のうち、反応施設
	であって、次に掲げるもの		ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈
	イ 湿式バーカー		でん施設
	口 接着機洗浄施設		チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次		施設
	に掲げるもの		リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式
	イ 湿式バーカー		分別施設
	口 薬液浸透施設		ヌ 廃ガス洗浄施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する		ル 湿式集じん施設
	施設であって、次に掲げるもの	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に
	イ 原料浸せき施設		供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ湿式バーカー		イ湿式アセチレンガス発生施設
	ハ砕木機		ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設
	二蒸解施設		及び蒸留施設
	ホ 蒸解廃液濃縮施設		ハポリビニルアルコール製造施設のうち、
	へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設		メチルアルコール蒸留施設
	ト 漂白施設		ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸
	チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設		留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
	ヌ 湿式繊維板成型施設		小 塩化ビールモノマー佐伊旭設 へ クロロプレンモノマー洗浄施設
	メ 極八級維仮放空旭設 ル 廃ガス洗浄施設	29	コールタール製品製造業の用に供する施設で
23 Ø 2	が 廃れる代理地設 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供す	29	コールタール製品製垣業の用に供りる施設で あって、次に掲げるもの
20 ∨ / 2	利用来、山瓜来、印刷来又は表版来の用に供す る施設であって、次に掲げるもの		イベンゼン類硫酸洗浄施設
	イ 自動式フイルム現像洗浄施設		ロ 静置分離器
	ロー自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設		ハタール酸ソーダ硫酸分解施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次	30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げ
21	に掲げるもの	00	る事業を除く。)の用に供する施設であって、次
	イーろ過施設		に掲げるもの
	ロー分離施設		イの原料処理施設
	ハ 水洗式破砕施設		口 蒸留施設
	ニ 廃がス洗浄施設		ハ・遠心分離機
	ホ湿式集じん施設		ニ ろ過施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であっ
	製造業の用に供する施設であって、次に掲げるも		て、次に掲げるもの
	0		イ メチルアルコール又は 4 塩化炭素の製
	イ 塩水精製施設		造施設のうち、蒸留施設
	口 電解施設		ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製
	•		

番号	名称	番号	名称
	施設		ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラ
	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及		クタム、テレフタル酸又はトリレンジアミ
	びろ過施設		ンの製造施設のうち、蒸留施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する		へ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又
	施設であって、次に掲げるもの		はアルカリによる処理施設
	イ ろ過施設		ト イソプロピルアルコール製造施設のう
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、		ち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
	水洗施設		チ エチレンオキサイド又はエチレングリ
	ハ 遠心分離機		コールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃
	ニ 廃ガス洗浄施設		縮施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次		リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソ
	に掲げるもの		ブチルアルコールの製造施設のうち、縮合
	イ 縮合反応施設		反応施設及び蒸留施設
	口 水洗施設		ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又
	ハ 遠心分離機		はアルカリによる処理施設
	二 静置分離器		ル トリレンジイソシアネート又は無水フ
	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄		タル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施
	施設及び蒸留施設		設
	へ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸		ヲ ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸
	留施設		又はアルカリによる処理施設及びメチル
	ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン		アルコール蒸留施設
	製造施設のうち、溶剤回収施設		ワ プロピレンオキサイド又はプロピレン
	チ ポリブデンの酸又はアルカリによる処		グリコールのけん化器
	理施設		カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水
	リ 廃ガス洗浄施設		蒸気凝縮施設
	ヌ 湿式集じん施設		ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次		施設のうち、反応施設及びメチルアルコー
	に掲げるもの		ル回収施設
	イ ろ過施設		タ 廃ガス洗浄施設
	口 脱水施設	38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に
	ハー水洗施設		掲げるもの
	ニ ラテツクス濃縮施設		イの原料精製施設
	ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・		口 塩析施設
	ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴム	38 Ø 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-
	の製造施設のうち、静置分離器		ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であっ		しないものを除く。)
	て、次に掲げるもの	39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に
	イ 蒸留施設		掲げるもの
	口分離施設		イ 脱酸施設
0.0	ハ 廃ガス洗浄施設	40	ロー脱臭施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
	に掲げるもの	41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲
	イー廃酸分離施設		げるもの 4
	ロ 廃ガス洗浄施設		イ 洗浄施設
0.7	ハ 湿式集じん施設	40	ロー抽出施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油 又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、	42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施
	スは石油副生ガヘ中に含まれる灰化が糸の分解、 分離その他の化学的処理により製造される炭化		設であって、次に掲げるもの
			イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設
	水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であ		ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
	テに掲りる争業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの	43	ア 佐伊旭叔 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄
	って、伙に拘けるもの イ 洗浄施設	43	与具感 元材料 製 垣 業 の 用 に 供 す る 感 元 剤 抗 伊 ー 施設
	ロー分離施設	44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であっ
	ハーろ過施設	44	て、次に掲げるもの
	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷		イ原料処理施設
	施設及び蒸留施設		口 脱水施設
	心はなくが田旭は		— AUTINERA

番号	名称	番号	名称
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留		に供する施設であって、次に掲げるもの
	施設		イ 水洗式破砕施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機		口 水洗式分別施設
	化学工業製品製造業の用に供する施設であって、		ハー酸処理施設
	次に掲げるもの		二 脱水施設
	イル洗施設	59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げる
	ローろ過施設		<i>₺の</i>
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設		イル洗式破砕施設
	ニ 廃ガス洗浄施設		口 水洗式分別施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
	掲げるもの	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げる
	イ 動物原料処理施設		もの
	ローろ過施設		イ タール及びガス液分離施設
	ハー分離施設		ローガス冷却洗浄施設
	ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物資を含		ハ 圧延施設
	有する物を混合するものに限る。以下同じ。)		ニ 焼入れ施設
	ホー廃ガス洗浄施設		ホ 湿式集じん施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次
49	農薬製造業の用に供する混合施設		に掲げるもの
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製		イ 還元そう
	造業の用に供する試薬製造施設		ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。)
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供		ハ 焼入れ施設
	する施設であって、次に掲げるもの		二 水銀精製施設
	イが脱塩施設		ホー廃ガス洗浄施設
	口 原油常圧蒸留施設		へ 湿式集じん施設
	ハー脱硫施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造
	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲
	ホ 潤滑油洗浄施設		げるもの
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの		イ 焼入れ施設
	製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造		口 電解式洗浄施設
	業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業		ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
	又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設		ニー水銀精製施設
51 Ø 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム		ホ 廃ガス洗浄施設
	手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	63 Ø 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施
	の用に供するラテックス成形型洗浄施設		設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲	63 Ø 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス
	げるもの		洗浄施設
	イ 洗浄施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する
	ロ 石灰づけ施設		施設であって、次に掲げるもの
	ハ タンニンづけ施設		イ タール及びガス液分離施設
	ニ クロム浴施設		ロ ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含
	ホ 染色施設		む。)
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する	64 Ø 2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
	施設であって、次に掲げるもの		第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水
	イ 研摩洗浄施設		道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84
	ロ 廃ガス洗浄施設		号) 第2条第6項に規定するものをいう。) 又は
54	セメント製品製造業の用に供する施設であっ		自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定す
	て、次に掲げるもの		るものをいう。) の施設のうち、浄水施設であっ
	イー抄造施設		て、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当
	ロー成型機		たり 10,000 ㎡未満の事業場に係るものを除く。)
	ハ 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)		イ 沈でん施設
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャ		ローろ過施設
	ープラント	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	66	電気めつき施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66 の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用		合施設(前各号に該当するものを除く。)

番号	名称	番号	名称
66 の 3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第	70	廃油処理施設 (海洋汚染及び海上災害の防止に
	2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平		関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第
	成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 3 項に規定する住		14 号に規定するものをいう。)
	宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条	70 の 2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和
	第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の		26 年法律第 185 号) 第 77 条に規定するものをい
	用に供する施設であって、次に掲げるもの		う。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作
	イ ちゅう房施設		業場の総面積が 800 ㎡未満の事業場に係るもの
	ロ 洗濯施設		及び次号に掲げるものを除く。)
	ハー入浴施設	71	自動式車両洗浄施設
66 Ø 4	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160	71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)
	号) 第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)		に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事
	に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部		業場で環境省令で定めるものに設置されるそれ
	分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)		らの業務の用に供する施設であって、次に掲げる
	が 500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。)		もの
66 Ø 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅ		イ 洗浄施設
	う房施設 (総床面積が 360 ㎡未満の事業場に係る		ロ 焼入れ施設
	ものを除く。)	71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に
66 Ø 6	飲食店(次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを		関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第
	除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が		1項に規定するものをいう。) である焼却施設
	420 m²未満の事業場に係るものを除く。)	71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その		関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをい
	他の通常主食と認められる食事を提供しない飲		う。)のうち、次に掲げるもの
	食店(次号に掲げるものを除く。)に設置される		イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
	ちゅう房施設 (総床面積が 630 ㎡未満の事業場に		行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第
	係るものを除く。)		1号、第3号から第6号まで、第8号又は
66 Ø 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他		第 11 号に掲げる施設であって、国若しく
	これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待		は地方公共団体又は産業廃棄物処理業者
	をし、又は客にダンスをさせるものに設置される		(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2
	ちゅう房施設 (総床面積が 1,500 ㎡未満の事業場		条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を
	に係るものを除く。)		業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただ
67	洗濯業の用に供する洗浄施設		し書の規定により同項本文の許可を受け
68	写真現像業の用に供する自動式フイルム現像		ることを要しない者及び同法第 14 条の 4
	洗浄施設		第 6 項ただし書の規定により同項本文の
68 Ø 2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1		許可を受けることを要しない者を除く。)
	条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)		をいう。)が設置するもの
	で病床数が 300 以上であるものに設置される施		ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
	設であって、次に掲げるもの		行令第7条第12号から第13号までに掲げ
	イ ちゅう房施設		る施設
	口 洗浄施設	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又
	ハー入浴施設		はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体		するものを除く。)
	施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又
69 Ø 2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第		はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当する
	35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に		ものを除く。)
	設置される施設であって、次に掲げるもの(水産	72	し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1
	物に係るものに限る。)		項の表に規定する算定方法により算定した処理
	イの卸売場		対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
	口仲卸売場	73	下水道終末処理施設
69 の 3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定	74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排
	するもの (卸売市場法施行令 (昭和 46 年政令第		出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲
	221 号) 第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)		げるものを除く。)
	をいう。)に設置される施設であって、次に掲げ		
	るもの(水産物に係るものに限り、これらの総面		
	積が 1,000 m*未満の事業場に係るものを除く。)		66 の 3 (ハの入浴施設のうち温泉を利用するもの
	イの卸売場		を除く)は、下水道法の特定施設の届出対象外
	ロ 仲卸売場		

(2)ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2

番号	名称	番号	名称
1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パ	13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生
	ルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する		するばいじんであって、集じん機により集められ
	塩素又は塩素化合物による漂白施設		たものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供する		施設のうち、次に掲げるもの
	アセチレン洗浄施設		イ 精製施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、		ロ 廃ガス洗浄施設
o o	廃ガス洗浄施設		ハ湿式集じん施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、	14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)から
1	察ガス洗浄施設 の対え洗浄施設	11	の金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使		する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼
J	用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発		炉で処理しないものに限る。)によるものを除
	生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施		く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
	主 する の へ を 足足 する 心酸 の すら、 施 の へ の 行 心 言 心 。 設		イ ろ渦施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩		ロ 精製施設
0	化エチレン洗浄施設		ハ 廃ガス洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用	15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生
,	するものに限る。)の用に供する施設のうち、次	19	するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの
	するものに限る。)の用に供する施設のすら、次 に掲げるもの		及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留
	イ 硫酸濃縮施設		施設であって汚水又は廃液を排出するもの
	ロ シクロヘキサン分離施設		ル版 くめつ くわか又は廃版を併山するもの イ 廃ガス洗浄施設
	ハ 廃ガス洗浄施設		ロ 湿式集じん施設
0		1.6	ロ 極式集しん施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭
8	の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	16	発来物の処理及い信備に関する伝律他们で(哈 和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 12 号の 2 及び第
	が用に供する施設のすら、次に掲げるもの イ 水洗施設		13 号に掲げる施設
		1.7	
0	ロー廃ガス洗浄施設	17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用		保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八日)
	に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設		号) 別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定
			物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊す
	ロー乾燥施設		る方法その他環境省令で定める方法によるもの
10	ハ 廃ガス洗浄施設		に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げる
10	2,3・ジクロロ-1,4・ナフトキノンの製造の用に		60
	供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ渦施設		イ プラズマ反応施設
	7 2728		ロ 廃ガス洗浄施設
1.1	ロ 廃ガス洗浄施設	10	ハ 湿式集じん施設 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロ ジインドロ [3, 2-b:3´,2´-m] トリフェノジ	18	
	シイントロ (3,2-p:3 ,2 -m) トリフェノシ オキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハ		次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下
		10	水を処理するものに限る。)
	において単に「ジオキサジンバイオレット」といる。)の制体の円に供よる特別のるようなに担ば	19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置す
	う。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げ		る工場又は事業場から排出される水(第1号から 第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃
	るもの		第17 号まぐに拘りる地談に保る内が石しくは廃 液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを
	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導		ペスは国該行が石しては廃放を処理したものを 含むものに限り、公共用水域に排出されるものを
	体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導		除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)
	1-01 411 0-11 1-02 55 1-1-02 55 1		味く。」の処理施設 (削方に拘けるものを除く。)
	体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設		
	ニ 熱風乾燥施設		
10	ー		
12	アルミーリム又はての合金の製造の用に供する る焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを		
	る焙焼炉、俗解炉又は乾燥炉から発生するガスを 処理する施設のうち、次に掲げるもの		
	イー廃ガス洗浄施設		
	ロ 湿式集じん施設		